

第3章 法制度等成立の背景とその検討

第1節 臨時資金調整法

1. 臨時資金調整法成立の背景

第一次近衛文麿内閣成立直後の昭和12年(1937年)7月7日、日中戦争が勃発する。近衛内閣は、第72帝国議会において臨時資金調整法を通過させ、同年9月10日、公布する。臨時資金調整法の目的は、国内資金の用途を調整することにあった。具体的にみると、設備資金の供給を統制することによって、設備資金の貸し付けや株式・社債の発行、会社の新設・増資などをすべて政府の許可事項とし、軍需関連産業には設備資金を豊富に供給する一方、他方で不要不急産業への資金流入を徹底して制限するものであった。すなわち、資金の流れの統制によって国内における物資の流れを規制して軍需産業への生産資材の供給を円滑にするのみならず、公債の増発にともなう物価の騰貴と輸入の増加傾向に歯止めをかけるためにも資金の重点的な配分が必要とされたのである。また、不要不急産業への設備資金の供給を制限することによってその生産手段の輸入を極力抑制し、外貨の支払いを節約して乏しい外貨を軍需品の輸入に集中させる、という効果をもねらったのである。

2. 臨時資金調整法改正のもつ意味

昭和17年(1942年)4月1日の改正のなかで、「第十条ノ二」項に、土地に関する条項がはじめて登場する。

どうして、中央政府は、この条項を盛り込んだのか。この点について吟味するが、糸口として、大蔵省昭和財政史編集室『昭和財政史』第18巻の「年表」を紐解き、昭和17年(1942年)1月から4月1日の改正にいたる道筋を追ってみる。そして、中央財政の歳出の動き、軍事費のなかでの陸軍省の経費・海軍省の経費、歳入総額に占める公債・借入金の動きをとらえるなかで検討する。

1942年1月 4日	昭和17年度国内資金調査規則公布
1942年1月 7日	閣議、租税増徴案・日本銀行法案・戦時金融金庫法案・金融統制団体勅令案等66件の法案要綱決定
1942年1月10日	第1回戦時報国債券3,000万円 第1回戦時貯蓄債権7,500万円、発行
1942年1月13日	郵便貯金、90億円突破
1942年1月18日	日独伊三国同盟締結
1942年1月19日	第23回国家総動員審議会、金融統制団体令要綱・金融事業整備令要綱可決
1942年1月29日	大蔵省、将来の増税に関し、直接税中心と負担均衡貫徹困難を説明
1942年2月 2日	蔵相、国家資金計画公表、国民所得450億円、財政資金240億円

- 1942年2月 5日 蔵相、戦費財源調達などを区分せず、増税の恒久性明示
- 1942年2月18日 軍需産業融資への貸し出し制限緩和
- 1942年2月20日 陸軍作業会計法、陸軍航空工廠資金特別会計法、海軍工廠資金会計法の臨時特例改正公布。戦時金融金庫法公布、資本金 3 億円、政府 2 億円出資
- 1942年2月24日 管理通貨制度を明示
- 1942年3月11日 郵便法、郵便貯金法各法中改正公布。郵便料金値上げ、郵便貯金限度額を 3,000 円から 5,000 円に引き上げ
- 1942年4月 1日 臨時資金調整法中改正公布施行。税務署官制中改正公布施行、税務官吏大幅増員。大蔵省、兌換銀行券最高発行限度額を 47 億円から 60 億円に改正告示。朝鮮銀行券発行限度額を 6 億 3,000 万円から 7 億 5,000 万円に改正告示。台湾銀行券発行限度額を 2 億 4,000 万円から 2 億 7,000 万円に改正告示

これが、昭和17年(1942年)4月1日の臨時資金調整法の改正にいたる大きな経緯である。この経緯は、何を語り、そのなかから何を読み取ることができるのか。このことこそ吟味すべき問題である。改正の底には、資金調査・租税増徴・戦時国債発行・戦時貯蓄債券発行・増税の恒久性の確定・軍需産業融資の制限緩和・郵便料金及び郵便貯金額の引き上げ・兌換銀行券発行限度額の引き上げなど、増大する一方の軍事費を補填することがあったのである。

このことを確認するために、中央財政における歳出決算額の動きを示す表1を作成した。表にみるとおり、歳出に占める軍事費の割合は、1938年 = 47.3%、39年 = 55.2%、40年 = 52.5%、41年 = 56.2%、と年を重ねるごとに増加の一途をたどるのである。

表1 歳出決算額の推移（中央財政）

単位：100万円・年

内訳 年度	一般会 計	うち軍 事費	特別会 計	臨時軍 事費特 別合計	一般特 別単純 合計	一般特 別純計	軍事費 合計	歳出に 占める 軍事費 の割合
1936	2,282	1,201	7,661	---	9,943	8,432	1,201	12.1
1937	2,709	1,406	8,402	2,034	11,111	9,195	3,441	37.4
1938	3,288	1,419	11,729	4,795	15,017	13,124	6,214	47.3
1939	4,493	1,924	14,390	4,844	18,883	12,273	6,769	55.2
1940	5,860	2,525	17,408	5,723	23,268	15,704	8,247	52.5
1941	8,133	3,367	27,717	9,487	35,851	22,891	12,854	56.2
1942	8,276	537	35,554	18,753	43,830	31,965	19,290	60.3
1943	12,551	510	50,621	29,818	63,173	47,458	30,328	63.9
1944	19,871	262	64,913	73,494	84,785	----	73,756	87.0
1945	21,496	316	78,355	16,465	99,851	----	16,781	16.8

出所：東洋経済新報社『昭和国勢総覧』第2巻、222・247頁、より作成。

注)：1944年、1945年は、「一般特別統計」が出されていないので、歳出に占める軍事費の割合は、一般特別単純合計で算出した。

加えて、軍事費のうち陸軍省・海軍省経費の動きを表2から確認すると、1939年と比較すれば、陸軍省で40年=1.44倍、41年=1.84倍、海軍省で40年=1.29倍、41年=1.86倍となっている。

表2 軍事費のうち陸軍省・海軍省経費の推移

単位：100万円

年度	内訳	陸軍省	海軍省
1936		510,719	567,450
1937		591,474	645,364
1938		487,500	679,245
1939		825,075	803,534
1940		1,192,469	1,033,710
1941		1,515,249	1,497,374
1942		56,453	22,617
1943		677	1,138
1944		728	1,145
1945		557	11,006

出所：東洋経済新報社『昭和国勢要覧』第2巻、247頁より作成。

このように、臨時資金調整法改正の企ては、増大する軍事費の調達を円滑にするためのものであったのである。

「第十条ノ二」の条文は、次のとおりである。

政府ハ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ土地其ノ他ノモノノ買収代金、補償金其ノ他ノ政府金銭債務ニシテ命令ノ定ムルモノニ付企業整備資金措置法第三条ノ規定に準ジ其ノ決済ヲ為スベキコトヲ得

この改正を受けて、昭和17年(1942年)4月8日、大蔵次官・谷口恒二は、陸軍次官・木村兵太郎宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方依頼ニ関スル件」を通牒する。

今般臨時資金調整法ノ一部改正セラレ土地其ノ他ノモノヲ収用セラレ若ハ売却シタル者又ハ其ノ利害関係人ニ対シ其ノ代償トシテ受クル金銭ノ一部ヲ以テ国債ノ買入保有ヲ命シ得ルト共ニ土地其ノ他ノモノヲ収用又ハ購入シタル者ニ対シテハ収用又ハ購入ノ事実ヲ報告スヘキ義務ヲ課スルコトト相成候処国ニ於テ土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル場合ニ於テモ右ノ事実ノ通報ヲ受クルニ非サレハ本法改正ノ目的ヲ達シ得サル次第ニ付貴省(庁)及貴省(庁)関係官庁ニ於テ土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル場合ニ於テハ別添昭和十七年大蔵省令第二十七号ノ規定ニ準シ関係地方長官ニ通報方協力相成度此段及依頼候

この大蔵省の通牒を受けて、同年5月21日、陸軍省経理局長は、陸軍兵器本部長宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方ニ関スル件通牒」を送付する。

首題ノ件ニ関シ別紙第一ノ如ク大蔵省当局ヨリ協力方依頼アリ且ツ国民貯蓄奨励局長ヨリ各地方長官宛別紙第二ノ如ク通牒セラレアリテ軍トシテモ機秘密保持並土地買収業務上支障ナキ範囲ニ於テ協力致度国民貯蓄奨励局長官宛別紙第三ノ通り通牒セシニ付関係地方長官トモ密ニ連絡ノ上右趣旨ニ副フ如ク配慮相成度及通牒

さらにまた、この陸軍省経理局長からの送付を受けて、同年6月18日、陸軍兵器本部会計部長は、東京第二陸軍造兵廠会計課長宛に、つぎの「臨時資金調整法第十条ノ二施行ニ伴フ協力方ニ関スル件通牒」を送付する。

首題ノ件ニ関シ別紙ノ通協力方通牒アリタルニ付本趣旨ニ副フ如ク配慮相成度追テ昭和十七年四月大蔵省令第二十七号第一条ニ依ル提出書類ハ貴職ニ於テ直接関係地方長官宛通報セラレ度申添フ

ここでの、「大蔵省令第二十七号」とは、昭和17年(1942年)4月1日に公布された「土地等収用者又ハ購入者ノ報告ニ関スル件」のことである。冒頭において「土地其ノ他ノモノヲ収用シ又ハ購入シタル者等ノ報告ニ関スル件臨時資金調整法第十六条ノ規定ニ依リ左

ノ通定ム」として、3条からなる。

以上のように、臨時資金調整法の改正による資金の流れの統制については、軍部においても例外でなかったことがわかる。

3. 臨時資金調整法の基本的性格

臨時資金調整法のねらいは何かと問えば、それは物的資源を戦争遂行のために確保することであり、そのための資金の供給を調整することにあった。つまりは、資金の側面から物資の需給を調整することにより、戦争遂行に必要な緊急物資の生産を促進することにあつたのである。だが、日本の国家財政は、破綻の状態に近かつた。そこで、政府は国債の発行、大蔵省預金部からの借入金をとおして資金不足を補填する手段に訴える。歳入決算額に占める公債・借入金の割合を表3から確認すると、1939年 = 26.1%、40年 = 19.9%、41年 = 28.0%、45年 = 38.5%である。日本は、第二次大戦の敗戦前に、財政基盤の崩壊があつた。

表3 歳入決算額に占める公債・借入金の割合（中央財政）

単位：100万円・%

	一般会計	公債・借入金	割合
1936	2,372	610	25.7
1937	2,914	605	20.8
1938	3,595	685	19.0
1939	4,970	1,298	26.1
1940	6,445	1,282	19.9
1941	8,602	2,406	28.0
1942	9,192	382	4.1
1943	14,010	1,886	13.5
1944	21,040	5,395	25.6
1945	23,487	9,029	38.5

出所：大蔵省・日本銀行『日本経済統計年報』大蔵財務協会、

1948年、14・15頁、より作成。

第2節 戦時補償特別措置法

戦時補償特別措置法は、財政基盤の再建を図るため、国等の戦時補償を打ち切ることを目的に、戦時補償請求権に対して100分の100の税率による戦時補償特別税を課すことを主要内容とした法律であり、事実上の軍事補償の打ち切りと戦後の財政確保のため施行された。

土地の譲渡に関しては、同法第60条に規定されている。第60条第1項では、国等に対して土地等の譲渡をした場合において、その対価の請求権に特別税を課せられたときは、国等はこの法律施行の際、現に当該土地等を有する場合に限り、旧所有者の請求により、当該土地等をこれらの者に対して譲渡しなければならない旨を規定している。

また、第60条第3項では、第60条第1項の規定により土地等の譲渡を受けようとする者は、当該土地等の譲渡の対価の価格に相当する金額から、その対価の請求権に課せられた特別税の額を控除した金額に相当する対価を、国等に支払わなければならないことを規定している。

第二次大戦敗戦後の昭和21年(1946年)9月28日～10月15日の6回にわたり、政府提出の戦時補償特別措置法案をめぐる衆議院委員会が開催され、10月19日には公布する。なお、委員会には政府提出の金融機関再建整備法案・特別和議法案・企業再建整備法案などの法案も同時に審議される。ここでは、土地の収用についての問題を中心にみることにする。

審議の中心は、日本の経済的基盤をどのように再建するかに置かれている。土地の収用に関しては、唯一、第3回委員会の席上、平岡良蔵委員が戦時補償特別措置法案の「第六十条」の「国等が土地建物等を収用した場合その対価請求権が課税されたときの譲渡義務」について、つぎのように、政府に対し答弁を求める。

第六十条二「国、地方公共団体若しくは特定機関に対して土地若しくは建物」云々ト云フ点ガアリマスガ、是等ノモノヲ国其ノ他ノ団体ニ売ッテ、ソレガ現存シテ居ル場合ハ買戻シヲシ得ルト云フ措置ノヤウニ思フノデスガ、仮令多少ノ形ノ変化ハアリマシテモ、ソレ等自体ヲ現在所有ヲシテ居ルト云フ場合ニ、此ノ買戻シガ出来ルモノト承知シテ宜シイノデスカ

これに対し、政府委員である内閣事務官の橋本龍伍は、つぎのように、答弁する。

返還ノ出来マスモノハ土地ト建物ト是等ノ定着物、ソレカラ鉱業権、砂鉱権ニ限ッテ居リマスノデ、御質問ハ多分其ノ範囲ノモノデアラウト思ヒマスノデ、其ノ限リデ御答ヘヲ致シマス、要スルニ建物ヤ土地等ガ変形ヲシテ居ル場合ハ色々ゴザイマスガ、ソレヲ特ニ元ノ状態ニ直シテ返スコトハ致シマセヌ、現在ノ状態ノ儘デ其ノ所有権ヲ返還致ス訳デアリマス、勿論其ノ場合ニ色々後又政府ガ使用スル場合ニ、例ヘバ賃借料トシテハ変形サレテ居ル場合ニハドウ云フ形デ取ルカト云フヤウナ問題ハアリマスガ、サウ云フ細目ノ点ハ今後尚ホ決メテ行キタイト思ッテ居リマス

政府答弁のなかで、「特ニ元ノ状態ニ直シテ返スコトハ致シマセヌ、現在ノ状態ノ儘デ其ノ

所有権ヲ返還致ス訳デアリマス」とあるように、原状回復をしての返還はしないが、現状のまま土地所有権は返還する、というものである。

【参考】

戦時補償特別措置法案をめぐる衆議院委員会の第5回委員会において、沖縄についての審議があるので、参考までに掲げることとする。

秋田大助委員は、つぎの点について政府の答弁を求める。

戦時補償特別措置法ノ第十条ニ依リマス、並ニ補則トノ關係カラ照シ合セテ見マス、沖縄県下ニ於ケル資産ヲ目的トスル戦時保険契約ニ基ツク請求権ハ、他ノ外地外国ニ存在スル財産ヲ目的トスル請求権ト同ジク、法人、個人共ニ請求権毎ニ一万円ヲ戦時補償課税ヨリ控除サレルコトニナルト思ヒマスガ、ソレデ間違ヒガアリマセヌカ

このことについて、政府委員の池田勇人大蔵事務官は、つぎのように、答弁する。

沖縄県下並ニ南洋群島ニ於ケルモノニ付キマシテハ内地ト異ナリマシテ、一万円ノ制限ヲ受ケル訳デアリマス

ついで、秋田委員は、つぎのようにも求める。

ソコデ私ハ次ニ申上ゲマスヤウナ理由ニ依リマシテ、沖縄県ノ特殊事情ヲ是非御考慮願イマシテ、此ノ際寧ロ全面的ナ課税免除ノ措置ヲ構ゼラレンコトヲ切望スル者デアリマスガ、若シソレガドウシテモ難カシイト御考ヘニナラレルナラバ、少クとも内地ニ於ケルト同等ノ取扱、即チ法人一万円、個人五万円ヲ課税ヨリ控除セラレルヤウナ御取扱ヒヲ願ヒタイト思フ、其ノ理由ト致シマス所ハ第一ニ沖縄県下特ニ沖縄本島ニ於ケル今次戦争ノ戦禍ハ御承知ノ通り実ニ筆舌ニ絶スルモノガアリ所在ノ家屋ノ殆ド全部ガ戦災ニ罹ツテ、本件保険金ノ支払ノ有無ハ沖縄ノ復興ニ極メテ重大ナル影響ヲ及ボスモノデアルコトハ申スマデモナイト思フノデアリマス、第二点ニ元来外地及ビ外国所在ノ財産ハ直接或ハ間接ニ経済侵略ノ所産ト言ハレルモノ亦已ムヲ得ナイ所ガアルカト思ハレマスルガ、沖縄県下ハ本土各府県ト全ク同一ノ事情ニアルモノデアリマシテ、保険ノ目的物ハ沖縄県人本来ノ生活ノ本拠ヲナスモノデアリマシテ、経済侵略トハ全然関係ガナク、是等ノ外地及ビ外国所在ノ財産トハ全ク本質ヲ異ニスルモノデハナイカト云フノガ第二点、第三点ハ戦時下沖縄県ニ於ケル物価ハ全然本土各府県ト同一ノ条件ニアツタ、随テ貨幣価値ヲ異ニスル外地又ハ外国ニ所在スル財産ヲ目的トスルモノトハ異ナリマシテ、保険契約ノ金銭的価値ハ全然内地所在ノ財産ヲ保険ノ目的トスル場合ト同様ニナリハシナイカト云フコトデアリマス、第四点ニハ本法案ノ意図スル「インフレ」防止ノ点カラ見マシテモ、沖縄県ノ保険契約総額ハ聞ク所ニ依ルト僅カニ一億円程度ニ過ギナイヤウナコトヲ聴イテ居リマスガ、沖縄県ノ特殊事情ヲ諒トシテ全面的免除ノ措置ヲ講ゼラレマシテモ、「インフレ」ニ対スル影響ハ極メテ微弱デハナイカ、全体的ニ考ヘテ其ノ「ファクター」ハ極メテ微弱デハナイカト思ハレル、内地同様ニ五万円ヲ控除セラレル場合ニ於テモ、原案ノ個人一万円控除ノ場合ニ比較シテ見レバ僅カニ二千万円ノ増加ニ過ギナイト思ハレル、ソコデ原案ノ通り個人控除額一万円トスレバ、総額三千万円トナリマシテ、内地ト同様ニ個人控除額五万円トスレバ総額五千万円ニナル、此ノ僅少ノ差額四万

円八、我が国現在ノ「インフレ」ニサシタル影響ハナイ 勿論ナイトハ言ヒマセヌガ、比較的微弱デハナイカ、サウ云フコトヲ考ヘ合セマス時ニ我が国内他府県ト同一事情ニアリ、他ノ植民地トハ事情ヲ異ニシテ居ル此ノ沖縄県、特ニ戦禍ノ為ニ非常ナ困難ヲサレ、貧困ノドン底ニ喘グ所ノ沖縄県民ノ生活並ニ同県ノ復興ト云フコトニ鑑ミマシテ、我々同胞ニ対シテ取扱ヲ異ニスルト云フノハ洵ニ遺憾ニ思ハレルノデアリマスガ、此ノ点政府ノ御所見ヲ御伺ヒスルト共ニ、特ニ此ノ点ハ原案ヲ修正シテ戴ク所ノ涙アル御取計ヒヲサレルコトガ出来ナイカドウカ、政府ノ御所見ヲ御伺ヒ致シタイト思ヒマス

これに対して、政府委員の池田大蔵事務官は、つぎのような答弁に止まる。

本法案ノ第十条第十二項ニ在外財産ニ付キマシテハ、控除ノ規定ヲ適用シナイト云フコトニ相成ッテ居ルノデアリマスルガ、御話ノ如キ点モ考ヘラレマスノデ、南洋群島、沖縄県ニ於キマスル戦争保険金ニ付キマシテハ、一万円ノ控除ヲ特ニ認メタ次第デゴザイマシテ、此ノ程度デ宜イノデハナイカト考ヘテ居リマス

第3節 戦争終結に伴う旧軍用地の行政処理

1. 国有財産の利用、返還等に関する閣議決定、通牒等

日本政府は、戦後の早い段階で陸海軍が所有する土地・建物等、国有財産の利用、返還等の戦後処理に着手している。そのためいくつかの閣議決定がなされ、実施に当たっては関連部署へ一連の通牒が発せられている。その中でも旧軍用地、特に旧軍飛行場等の戦後行政処理に係わるものとして以下の閣議決定、通牒類が挙げられる。

- (1) 戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件(昭和20年8月28日閣議決定)
- (2) 連合国により使用されるものを除く飛行場の農耕に関する件(昭和20年10月11日付 連合国最高司令部司令官覚書)
- (3) 飛行場利用に関する件(昭和20年10月29日付 国有財産部長通牒)
- (4) 緊急開拓事業実施要領(昭和20年11月9日閣議決定)
- (5) 飛行場利用に関する件(昭和20年11月12日付 開拓局長、専売局長官、国有財産部長通牒)
- (6) 農耕に利用すべき元軍用地等国有財産の処理実施に関する件(昭和20年11月15日付 大蔵次官、農林次官通牒)

これらの閣議決定、通牒等の経過とその内容を概観すると、戦後、本土における旧軍飛行場用地が食糧増産のための農耕化、塩田化等の大規模開墾や復員・引揚者、離職工員の帰農促進等、民生安定のために活用されようとしていたこと、また、開墾後は速やかに、かつ、優先的に現耕作者や新入植者へ払い下げること、旧地主から返還の要望のあるものについては、それが自作に相当と認められた場合、旧地主に還元しようとしていたことがわかる。

(1) 戦争終結に伴う国有財産の返還に関する件

本件は、陸海軍用地の大蔵省への移管・引継について終戦直後の昭和20年(1945年)8月28日に閣議決定されたもので、内容は以下のとおりである。

『陸海軍所属ノ土地、兵舎其ノ他施設等ノ国有財産ハ速ニ大蔵省ニ引継ギ大蔵省ハ之ヲ戦後ニ於ケル食糧増産其ノ他民生安定及財産上ノ財源等トシテ活用スルコトヲ期シ之ガ適當ナル管理運用及処分ニ當タルモノトス但シ将来他省所管ニ引継グヲ適當トスルモノ及農耕、厚生施設等ノ為急速措置スルヲ適當トスルモノハ右引継以前ニ於テ其ノ措置ヲ採ルヲ妨グズ』

上記の閣議決定に基づき、例えば、海軍省は昭和20年(1945年)9月24日『終戦に伴う海軍省所管国有財産の返還に関する件』で、昭和20年(1945年)10月末までに全ての財産を大蔵省に移管することを決定している。その際『食糧増産、民生安定等ノ為急速多省ニ移管又ハ其ノ他ニ排下ノ措置ヲ要スルモノモ取不致使用承認又ハ使用許可ノ緊急措置ヲ為シ置キ、大蔵省ニ移管後ノ処分ニ当リ優先的ニ考慮スル』ものとし、また、11月1日以降も海軍が使用するものについては『大蔵省ヨリ共用ヲ受ケタルモノトシテ取扱イ用済後所管地方財務局ニ返還スル』ことにしている。

(2) 連合國により使用されるものを除く飛行場の農耕に関する件

本件は、連合國最高司令部への使用していない飛行場を農耕のために開放してほしいとの日本政府の要請に対し、昭和20年(1945年)年10月11日付けで連合國最高司令部司令官(H.W.アレン、陸軍大佐、高級副官署名)から終戦連絡中央事務局(東京)経由で発せられた『大日本帝國政府ニ対スル覚書』(AG686GD)で、内容は以下のとおりである。

- 『1. 本件ニ関スル1945年10月9日附貴國覺書(綴番號S215)ヲ正ニ受領セリ
2. 米國第六及ビ第八軍ノ指揮官ハ飛行場ヲ農耕ノ為可及的速カニ開放スベク指示セラレタリ
3. 該開放ヲ促進セシムル為決定ヲ見タル飛行場用地ハ場合ニヨリテハ建物其ノ他ノ施設ノ處分ハ後日ニ留保シ開放セラルベシ』

(3) 飛行場利用に関する件

戦後、食糧危機を打開するため日本政府は緊急開拓事業に取り組み、その実施のため一連の通牒を関係部署宛に発している。

本件は、国有財産部長から地方長官、財務局長、専売局塩腦部長、内務省官房調査部長宛に発せられた241カ所の旧軍飛行場の農耕及び製塩利用計畫書策定に関する通牒(昭和20年10月29日付國第二十五号)で、内容は以下のとおりである。

『標記ノ件ニ関シテハ現下ノ諸情勢ニ鑑ミ食糧並ニ塩増産ノ為急速ニ之ガ活用ヲ図ル為曩ニ之ガ利用方針ニ関シ通牒致置候處今回關係各省協議ノ上別紙ノ通利用計畫ヲ樹立致候ニ付テハ左記事項御了知ノ上應急實施相成度此段及通牒候也

記

- 一、 飛行場ノ農耕(一部製塩)ニ関シテハ聯合國最高司令官ヨリ十月十一日附(AG六八六GD)覺書(別紙)ヲ似テ聯合軍ニ依リ使用セラルルモノヲ除キ之ガ開放方米軍第六及第八軍ニ指示セラレタルモノナルコト
- 二、 飛行場ノ農耕又ハ製塩利用ニ関シテハ財務局長、地方長官協議上ノ農林省及大蔵省専賣局ニ於ケル之ガ利用計畫ニ照應セシメ其ノ一環トシテ實施スルモノナルコト
- 三、 別紙利用計畫書中製塩利用豫定計畫ノモノニシテ之ガ不適當ト認メラルルモノハ農耕ニ轉用スルコト
- 四、 同一飛行場ニ於テ其ノ狀況ニ依リ農耕及製塩ノ双方ニ利用スルハ差支ヘナキコト
- 五、 本利用計畫策定以前ニ於テ既ニ利用中ノモノニ関シテハ特ニ之ガ不適ト認メラレザル限リ當該利用方法ヲ容認スルコト
- 六、 飛行場附属施設ノ活用ニ付テハ何分ノ指示アル迄應急的ニ農耕又ハ製塩ノ為ニ必要ナル範圍内ニ於テ一時使用ヲ認ムルコト
- 七、 本件利用計畫ノ實施ニ伴ウ土地拂下其ノ他ノ處分方法ニ付テハ別途通牒スルモノ不取敢地方長官、財務局長協議ノ上利用者ヲ定メ一時使用ノ形式ヲ以テ處理シ置クコト』

(4) 緊急開拓事業実施要領

本件実施要領は、戦後の深刻な食糧難の打開策として5ヵ年で155万町歩の大規模開墾、干拓、土地改良事業を実施しようというもので、旧軍飛行場用地の利用・返還等について触れている。昭和20年(1945年)11月9日閣議決定で、その内容は以下のとおりである(抜粋)。

『第一 方針

終戦後ノ食糧事情及復員ニ伴ウ新農村建設ノ要請ニ即應シ大規模ナル開墾、干拓及土地改良事業ヲ實施シ以テ食糧ノ自給化ヲ図ルト共ニ離職セル工員、軍人其他ノ者ノ歸農ヲ促進セントス

第二 要領

一、開墾

(一) 開墾面積

開墾面積ハ 一五五萬町歩(内地八五萬町歩、北海道七〇萬町歩)トシ概ネ五ヶ年ヲ以テ完成スルモノトス

(二) 事業主體

(イ) 概ネ五〇町歩未滿ノ小團地開墾ハ地方長官ニ於テ適當ト認ムル團體、個人ヲシテ施行セシルモノトス

(ロ) 概ネ五〇町歩以上三〇〇町歩未滿ノ集團地開墾ハ都道府縣、農地開發營團、地方農業會其ノ他實力アル團體、個人ヲシテ施行セシルモノトシ地方長官之ヲ決定スルモノトス

概ネ三〇〇町歩以上ノ集團地開墾ニ付テハ農林省ニ於テ之ヲ決定スルモノトス但シ北海道ニ付テハ別途考慮スルモノトス

(ハ) 軍用地中農耕適地ハ自作農創設ノ為急速ニ開發セシメ可及的速ニ拂下等ノ處分ヲナシ舊耕作者及新入植者ニ讓渡スルモノトス

右拂下等ノ處分ニ關シテハ農林省及大蔵省協議ノ上之ヲ決定スルモノトス

尚最近ニ於ケル急速軍備擴充ノ為買上又ハ寄付ニ係ル土地ニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情ヲモ勘案シ當人ニ於テ自作スルヲ適當トスルモノニ付テハ前所有者ヘノ還元ヲ認ムルモノトス但之ガ還元ニ當リテハ當該地區全體ノ開發利用計畫ノ一環トシテ之ヲ實施シ換地等ノ方法ニ依ルコトアルモノトス』(以下省略)

(5) 飛行場利用に関する件

本件も食糧増産のための緊急開拓事業の実施に当り、開拓局長、専売局長官、国有財産部長から地方長官、専賣局長、財務局長に発せられた通牒(昭和20年11月12日附二〇開第六號)で、内容は以下のとおりである。

『標記ノ件ニ関シテハ曩二十月二十九日附國第二二號ヲ以テ大蔵省国有財産部長ヨリ通牒致置候處今般更ニ左記ノ通り決定相成候ニ付テハ右御了知ノ上飛行場利用上萬遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候也

追而飛行場ノ塩田轉用關スル詳細ニ付テハ米軍第六軍及第八軍司令官ト連絡ノ上實施相成度申添候

記

- 一、飛行場ハ別紙ニ掲グルモノヲ除キ之ヲ農耕地ニ轉用スルコト
- 二、別紙ニ掲グルモノニ付テハ地方長官ニ於テ關係財務局長及地方專賣局長ト協議シ左ニ依リ實情ニ即シ農耕地化及塩田化ノ調整ヲ図ルコト
 - (1) 利用方法欄ニ「農耕製塩」トアルモノハ實情ニ即シ決定シ農耕地及塩田ニ利用スルコト
 - (2) 利用方法欄ニ單ニ「製塩」トアルモノハ塩田化ニ重點ヲ置クモノトシ塩田化シ得ザル地區ハ之ヲ農耕地化スルコト
 - (3) 現ニ農耕地又ハ塩田トシテ利用シアル地區ニ付テハ特ニ不適當ト認メラレザル限リ當該利用方法ヲ容認スルコト』

(6) 農耕に利用すべき元軍用地等國有財産の處理實施に関する件

本件は、緊急開拓事業実施要領の一環として旧軍用地の處理に關して大蔵次官農林次官から地方長官宛に發せられた通牒（昭和20年11月15日附國第七十六號）である。

ここで注目すべきは、「緊急開拓事業実施要領」の一環として「自作農創設特別措置法」(昭和21年法律43号)が制定される1年前に既に自作農創設が意識されていた或いは視野に入っていたことである。その内容は以下のとおりである。

『政府ニ於テハ昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓事業實施要領」ノ一環トシテ元軍用地等國有地等ニ就テモ農耕（一部製塩）適地ニ付テハ直ニ之ガ開墾或ハ農耕地ニ着手セシメル様國有財産ノ處理ヲ致スコトト相成リ別紙「農耕ニ利用スベキ舊軍用地等處理ニ關スル實施要領」ヲ決定別途財務局長宛通牒致置候間其ノ實施ニ當リテハ關係財務局長ト御協議ノ上遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

別紙「農耕ニ利用スベキ舊軍用地等國有財産處理ニ關スル實施要領」

從來ノ用途ヲ廢止シタル國有軍用地等ハ能フ限り之ヲ農耕開發スルモノトシ昭和二十年十一月九日閣議決定「緊急開拓事業實施要領」ノ一環トシテ自作農創設ノ為左ニ依リ急速ニ之ヲ處理スルモノトス

- 一、 本件ニ依リ開墾着手ヲ認メ又ハ拂下等ノ處分ヲ為スベキモノハ軍馬補充部用地、演習場、飛行場（元航空局所管ノモノヲ含ム）、練兵場、作業用地等ノ國有地ノ内農耕開發適地トスルコト
- 二、 開墾着手ヲ認メ又ハ拂下等ノ處分ヲ為スベキ相手方ハ前記閣議決定ニ依リ定ムル事業主體トスルモ此ノ場合地方長官ハ財務局長ト協議シ既往ノ通牒ニ基キ財務局長ニ於

テ既ニ使用承認ヲ為シタルモノ（陸海軍舊所管機關ニ於テ財務局ト連絡ノ上使用承認ヲ與ヘタルモノヲ含ム）アルトキハ現ニ鍬入レノ状況等モ充分考慮シ事業主體ノ事業ニ包攝セシムル等摩擦ナキ措置ヲ講ズルコト

三、 最近ニ於ケル急速軍備擴充ノ為買上又ハ寄付ニ係ル土地ニシテ特ニ前所有者ヨリ返還ノ要望アル場合ハ取得當時ノ事情當人現在ノ耕作面積等ヲ勘案シ本人ニ於テ自作スルヲ適當トスルモノニ付テハ前所有者ヘノ還元ヲ認ムルモノトスルコト、但シ之ガ還元ニ當リテハ當該地區全體ノ開發計畫ノ一環トシテ夫々事業主體ヲ通ジテ實施スルコトトシ要スレバ換地等ノ方法ヲモ講ズルコト

四、 事業主體決定シタルトキハ財務局長ハ拂下ニ関スル具體的處置ノ確定ニ至ル迄直チニ開墾着手其ノ他ノ使用ヲ承認スルモノトスルコト、右ノ場合使用ハ原則トシテ無償トス

五、 用地ハ事業主體ニ對シ農林省又ハ地方長官ノ承認セル事業計畫及事業施行許可條件ニ則リ大蔵省（又ハ財務局）ニ於テ可及的速ニ拂下等ノ手續ヲ為スモノトス此ノ場合差當リ拂下ヲ為スヲ適當トセザルモノニ付テハ當分ノ間貸付ヲ為スヲ得ルコト

六、 拂下價格ハ土地ノ現況ニ依リ類地ノ地價ヲ參酌スルト共ニ自作農創設ノ目的ヲモ考慮シ（要スレバ地方別標準價格ヲ設ク）合理的ニ之ヲ定ムルモノトスルコト尚前所有者ニ還元スルモノニ付テハ買上價格ヲ考慮シ適當ノ評價増減ヲ為ス

七、 本件用地ノ附属施設ニシテ開發事業ノ為利用セシムルヲ適當トスルモノニ付テハ地方長官財務局長ト協議ノ上前項ニ準ジ之ヲ處分スル如ク考慮スルコト

備考

『海岸地帯に在ル飛行場中一部塩田適地ニ付テハ中央ニ於ケル一定計畫ノ下ニ之ヲ塩田化スルモノトシ事業者ニ對シ拂下又ハ貸付ヲ為スコト』

2. 旧軍飛行場用地の戦後行政処理状況

(1) 農地改革に伴う法令の制定

日本政府は、前述のとおり「終戦後の食糧事情及復員に伴う新農村建設の要請に即応し、大規模な開墾、干拓及土地改良事業を実施し、以て食糧の自給化を図るとともに、離職した工員、軍人その他の者の帰農を促進」（緊急開拓事業実施要領）しようとした。

一方、日本の民主化と非軍事化を基調とする連合国最高司令部の占領政策は、兵隊や軍需産業への労働力の供給源になっていた日本の農村機構の改革こそが非軍事化への道とし、農民開放のために旧軍用地の農地への転用を優先させようとした。

そのような観点から連合国最高司令部は、昭和20年（1945年）12月、「農地改革の指令」を発し、「農地調整法」の一部改正、「自作農創設特別措置法」（昭和21年法律43号）等、農地改革に伴う一連の法令を日本政府に制定させている。

それらの法令制定に伴い農林・大蔵両次官間で「自作農創設特別措置法制定に伴う買上地等の国有財産としての取扱い並びに大蔵省所管雑種財産の処理に関する覚書」や「自作農創設特別措置法による元軍用地及びその附属物件の移管促進に関する覚書」が取り交わされ、その細部手続きとして雑種財産の処理や農地所管換に関する一連の通達が出ている。

旧軍飛行場用地の戦後行政処理の大半は、昭和27年(1952年)10月27日で廃止されたこの「自作農創設特別措置法」及びそれに関連する一連の通達等で行われた。昭和27年以降は「農地法施行法」(昭和27年法律第230号)で処理されている。

(2) 旧海軍飛行場用地の戦後処理状況

昭和20年(1945年)10月29日国有財産部長通牒「飛行場利用に関する件」の利用計画書案に掲載された飛行場は、利用総数241カ所であり、その内、旧海軍飛行場用地は111カ所である

平成13年(2001年)7月、那覇市は自身が抱える旧海軍小禄飛行場の関係から本土の旧海軍飛行場用地111カ所に関し、その所在市町村に「土地接收の経緯や戦後の返還の経緯等について」文書照会による調査を行い、64カ所の飛行場について回答を得ている(表4参照)

その調査結果を基に用地の取得方法と返還の経緯を分類してみた。用地取得方法は「買収36カ所」(一部強制・事後承諾を含む)、「寄付4カ所」、「埋立4カ所」、「借地3カ所」(一部強制を含む)、「漁業補償1カ所」、「不明16カ所」である。

返還の経緯はさまざまで、大蔵省関連28件のうち「公共用払下7カ所」、「引揚入植者・開拓団へ払下7カ所」、「民間会社へ払下1カ所」、「自衛隊基地7カ所」、「民間空港3カ所」、「米軍基地2カ所」である。なお、大蔵省関連で旧地主が寄付したものを無償返還してもらった例が1カ所(新潟県佐渡島)ある。

農林水産省関連31件のうち「自作農創設特別措置法による払下23カ所」、「農地法施行法による払下5カ所」、「緊急開拓事業実施要領による払下3カ所」である。この中で旧地主全員に払下げられたのが2カ所、一部地主に払下げられたのが8カ所で、他の21カ所は農業従事者、復員者、開拓者等、旧地主以外に払下げられている。なお、農林水産省関連では無償返還されたものは皆無で、旧地主、入植者、小作農者に係わりなく全て有償で払下げられている。

なお、前述の通牒「飛行場利用に関する件」の利用計画書案に掲載されていない佐賀県小城郡小城町所在の「軍用滑走路」について、沖縄県が独自の調査を行っている。その結果、接收の対価は「整地料」で、未登記のまま終戦後解放され、その後、自作農創設特別措置法により地主から小作人へ所有権移転されている例があった。

上記の調査結果を概観すると旧軍飛行場用地は、まず、優先的に農民として成功が期待できる小作農、自作農及び農業経験者に払下げられており、更に、復員者、引揚者、入植開拓団への払下げ、公共用への払下げ、民間企業への払下げもあり、現在に至っても民間空港、自衛隊基地、米軍基地等国有財産として使用されているもの等々、跡地の利用、返還の状況は多岐に及んでいることが見て取れる。

表4

旧日本海軍飛行場調査

	飛行場名	所在地			接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
1,2,3	第一、二、三美幌	北海道	網走郡	美幌町	12～13	買収	21	大蔵省から入植者へ払い下げ、陸上自衛隊美幌駐屯地
4	第一標津	北海道	標津郡	標津町				
5	第二標津	北海道	標津郡	標津町				
6	根室	北海道		根室市				
7	厚岸	北海道		根室市				
8,9,10	第一、二、三千歳	北海道		千歳市	12～18	寄付		航空自衛隊千歳基地
11	能取湖	北海道		千歳市				
12	小樽	北海道		小樽市				
13	稚内	北海道		稚内市				
14	樺山	青森県		むつ市	19～20	買収	48	海上自衛隊樺山通信所、農地法による農業者へ売り渡
15	大湊	青森県		むつ市		不明		海上自衛隊大湊航空隊の一部
16	三沢	青森県		三沢市				
17	山田	岩手県	下閉伊郡	山田町	19	ほとんど公有水面埋立、その他は買収	22	大蔵省から捕鯨会社に払い下げ
18	松島	宮城県	桃生郡	矢本町	13	買収		航空自衛隊松島基地、大蔵省から復員者等へ農地、宅地として払い下げ、公共用地
19	神町	山形県		東根市	18～20	買収、強制借上	25	売買地は山形空港、陸上自衛隊神町駐屯地、強制借り上げ地は地主に返還
20	第二郡山	福島県		郡山市	16	買収	21～24	農水省により復員者等へ緊急開拓実施要領により払い
21	第三郡山	福島県		郡山市	19	不明	20	農地開発営団から開拓組合に移転
22	筑波	茨城県	西茨城郡	友部町				
23	百里原	茨城県	東茨城郡	小川町	13～19	買収、一部強制		航空自衛隊百里飛行場、自創法・農地調整法により開拓者へ払い下げ、昭和30年代に飛行場を拡張した際に再度周辺地を買上(詳細不明)
24	石岡	茨城県		石岡市				
25	谷田部	茨城県		つくば市	13	買収		大蔵省から海外引揚者に払い下げ
26,27	霞浦、土浦	茨城県	稲敷郡	阿見町	T9～S19	買収	21～26	陸上自衛隊土浦駐屯地、大蔵省から開拓団に払い下げ(政府の補助により実質無償)
28	北浦	茨城県	行方郡	潮来町				
29	神ノ池	茨城県	鹿島郡	高松村				
30	鹿島	茨城県	稲敷郡	美浦村				
31	香取	千葉県		旭市	14	買収	22～27	自創法により旧地主、復員者等へ払い下げ、千葉県開発公社により工業団地造成(46)

	飛行場名	所在地		接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
32	茂原	千葉県	茂原市	16	買収(強制)	20～	緊急開拓事業実施要項に基づき復員者等の農地開拓営団へ払い下げ
33	太東	千葉県	長生郡 太東村				
34	木更津	千葉県	木更津市				
35	館山	千葉県	館山市				
36	八丈島	東京都	八丈島 八丈町				
37	横須賀	神奈川県	横須賀市				
38	第一横須賀	神奈川県	横須賀市				
39	第二横須賀(長井)	神奈川県	横須賀市				
40	厚木	神奈川県	厚木市				
41	藤沢	神奈川県	藤沢市				
42	横浜	神奈川県	横浜市		不明		米軍富岡倉庫地区、国家公務員宿舍等(47)
43	佐渡(河崎)	新潟県	両津市	19～20	無償提供	戦後まもなく	地元国会議員の仲介により、無償で払い下げ(聞き取りのため資料なし)
44	小松	石川県	小松市				
45	七尾	石川県	七尾市				
46	藤枝	静岡県	藤枝市				
47	大井	静岡県	榛原郡 榛原町				
48	清水	静岡県	清水市		詳細不明		大蔵省から東海大学等へ払い下げ(詳細不明)
49	豊橋	愛知県	豊橋市	13	漁業補償(人工島の造成)		開拓農民に払い下げ後、東都製鋼が進出(32)
50	明治	愛知県	碧南市	17	買収		元の耕作者に払い下げ(詳細不明)
51	岡崎	愛知県	岡崎市	19	不明		不明
52	名古屋	愛知県	名古屋市				
53	河和	愛知県	知多郡 美浜町	16	買収、事後承諾	22	開拓地として再開発(農水省からの払い下げ)
54.55	第一、二鈴鹿	三重県	鈴鹿市		不明		不明
56	伊賀上野	三重県	上野市		不明		主に私立小・中学校の用地と民有地(詳細不明)
57	三重	三重県	松坂市	19	買収	23	農林省から地元の住民に縁故払い下げ
58	英虞	三重県	志摩郡 河和町			32	米軍接收後、一部開拓地として返還
59	滋賀	滋賀県	大津市	18	買収		陸上自衛隊大津駐屯地
60	大津	滋賀県	大津市	16	買収		陸上自衛隊大津駐屯地
61	峯山	京都府	中郡 峰山町	17	買収		自創法、農地法に基づく払い下げ
62	福知山	京都府	綾部市				
63	舞鶴	京都府	舞鶴市				

	飛行場名	所在地		接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
64	鳴尾	兵庫県	西宮市	18	強制買収	34	米軍接收後、大蔵省から市、住宅公団、学校法人、鉄道会社に払い下げ
65	姫路	兵庫県	姫路市				
66	洲本	兵庫県	洲本市		該当なし		
67	大和	奈良県	天理市		買収、借地		元の農家に戻された(詳細不明)
68	串本	和歌山県	西牟婁郡 串本町				
69	美保	鳥取県	西伯郡 (大篠津村)				
70	大社	島根県	簸川郡 (出西村)				
71	新川	島根県	簸川郡 (出西村)				
72	玉島	岡山県	倉敷市	16	埋立て	20~	企業、県へ払い下げ
73	呉	広島県	呉市	6~	埋立て		国連軍の接收後、国に返還(31)、呉市に払い下げ(47)
74	福山	広島県	福山市		不明		不明
75	岩国	山口県	岩国市	13~	不明		岩国飛行場
76	徳島	徳島県	板野郡 松茂町				
77	小松島	徳島県	小松島市				
78	観音寺	香川県	観音寺市	18	強制収用		農林省から地権者・入植希望者に払い下げ
79	詫間	香川県	三豊郡 詫間町	16~17	買収		農林省から元の地主に払い下げ、塩工場、学校、病院
80	西第	愛媛県	西条市	13	埋立て	36	各小作者に払い下げ
81	松山	愛媛県	松山市	16~18	買収	23~26	自創法により払い下げ、松山空港
82	宇和島	愛媛県	宇和島市				
83	高知	高知県	南国市	17	買収		自創法により元地主、耕作者へ払い下げ(詳細不明)
84	宿毛	高知県	宿毛市				
85	築城	福岡県	築上郡 築城町				
6,87,88	福岡、小富士、博多	福岡県	福岡市		買収		一部払い下げ
89	佐世保	長崎県	佐世保市	T3~T9	買収、埋め立て		米軍崎辺海軍補助施設
90	大村	長崎県	大村市		不明	27	自創法による払い下げ
91	諫早	長崎県	諫早市	12~14	買収		大蔵省所有、一部経済団体等に払い下げ
92	富江	長崎県	富江市				
93	富江(水)	長崎県	南松浦郡 富江町				
94	人吉	熊本県	球磨郡 免田町				
95	天草	熊本県	(天草郡)				
96	宇佐	大分県	宇佐市	13,20	買収	24~58	自創法、農地法により旧地主、農家等に払い下げ
97	大分	大分県	大分市	13頃	不明	48	県、市に払い下げ(総合運動公園)
98	佐伯	大分県	佐伯市		埋立て	25頃	農業者に払い下げ(詳細不明)
99	富高	宮崎県	東臼杵郡 (富島町)				
100	宮崎	宮崎県	宮崎市	17	買収	29	宮崎航空大学校、宮崎空港
101	出水	鹿児島県	出水郡 高尾野町	16~17	買収	22~23	国から払い下げ(前地主、耕作者とは限らず)

	飛行場名	所在地	接收時期	接收方法	返還時期	経緯(返還状況等)
102	第一国分	鹿児島県 始良郡 国分市	16	買収		不明
103	第二国分	鹿児島県 始良郡 溝辺町		不明		農地法等による払い下げ、鹿児島空港(45~47)(詳細不明)
104	鹿児島	鹿児島県 鹿児島市				
105	岩川	鹿児島県 曾於郡 大隅町	19	買収	21頃	農林省から払い下げ(詳細不明)
106,107	串良、笠ノ原	鹿児島県 肝属郡 串良町		不明		自創法による払い下げ(詳細不明)
108	鹿屋	鹿児島県 肝房郡 鹿屋町	8~9	買収		海上自衛隊鹿屋基地
109	志布志	鹿児島県 曾於郡 志布志町	19~20	不明		地権者・農業者に返還(詳細不明)
110	指宿	鹿児島県 揖宿郡 指宿市	17	買収	36~39	旧地主に払い下げ、その後市が買収
111	種子島	鹿児島県 (熊毛郡)				
	小城町軍用滑走路	佐賀県 小城郡 小城町	19	整地料		未登記であり、終戦後解放された。(その後、自創法により地主から小作人へ所有権移転された。)

第4節 米国軍政府関係文書

米国軍政府関係文書の中から、旧軍飛行場問題に関係の深い文書をみる。

1. 米国海軍々政府布告第5号

第二次大戦敗戦後の米国軍政府による沖縄統治の歴史は、米国軍政府総長 C.W.ニミッツによって発せられた「ニミッツ」布告にはじまる。すべての行政権を日本政府から米国軍政府へ移管し、米国海軍々政府布告第5号「金融機関の閉鎖及支払停止令」、いわゆるモラトリアム宣言によって経済上の措置に着手する。条文は以下のとおりである。

第一条 金融機関の閉鎖

米国軍占領下の南西諸島に於て預金の受取及支払金貨有価証券の売買、両替、外国為替取扱財産の安全供託及他の形式に依る総ての金融事業を経営する郵便貯金、各会社機関、商会、政治団体及個人は直に総ての斯る事業を停止し其の営業所を閉鎖すべし。総ての斯る事業の再開は軍政府が随時発布する命令に依りて規定さるる制限に従う可し、斯る命令は一般命令又は特別命令として一般声明に依り或は其等の会社、機関、商会、政治団体及個人宛通知状を以て知らしむ可し。

第二条 支払停止令

第一項 影響を蒙る債務

総ての借金請求権、預金及其その他総ての金銭支払いに対する義務に関し茲に支払停止令を発す、但し軍政府は適当なる時機に於て一般命令又は特別命令に依り斯る債務又は類似の債務に対し、占領域内の一部或は全部に於て該支払停止を停止又は解除する事あるべし。

第二項 支払停止の効力

支払停止期間中本布告に依りて影響を及ぼしたる債務は該期間中一時之を停止又は延期す可し、斯る債務に関し如何なる権利又は権能と雖も本布告の結果として生ずべき単なる不履行の理由に依り之を行使すべからず、又は斯る支払停止期間中如何なる利子をも生ぜざるべし。

支払延期に所属する総ての債務は斯る支払停止令の終止と共に完全に効力を生ず可し。支払停止令は米国軍占領下の南西諸島区域中如何なる場所に於ても本布告が効力を有する期日後は如何なる債務に対しても之を適用す可からず。

このことを踏まえるなかで、米国海軍軍政府特別布告第7号「財産の管理」を発令する。この布告は、1949年6月28日「特別布告第32号」によって一部改正されるが、基本的には変わらない。布告でいう「財産」とは、「有形又は無形の総ての種類及び財産上の権利、所有権又は権益を含む」を指す。布告によると、総ての遺棄財産：「その財産の権利、所有権又は権益を有する者に依りて遺棄されたる総ての財産及び財産管理官に依りて遺棄されたるものと決定されたる総ての財産を含む」、総ての国有財産：「米国以外の国家がその権利、所

有権又は権益を有する総ての財産又は米国以外の国家に依りて所有、支配、管理されたる総ての財産或は会社、商会、組合、協会及び団体の財産にして、米国以外の国家がその本来の権益を有し、且つ、その本来の支配権を行使したもの及び財産管理官に依りて国有財産と決定されたる総ての財産を含む」国際公法の下に賠償無くして略取したる総ての私有財産：「国際公法の下に賠償無くして略取し得る私有財産と決定したる総ての私有財産を含む」は、財産管理官：「当該諸島軍政府長又はその軍政府長に依り財産管理官として任命されたる他の士官を含む」に委任される「財産」であるとする。

2. 米国民政府布令第128号

1954年2月19日、米国民政府は、米国民政府布令第128号「通信事業」を発する。重要なのは「第二条 郵便業務」の中の第一項である。

条文は次のとおりである。

郵便貯金に関する現行の民政府諸規則並びにその改正は別段の通達があるまで、そのまま効力を有するものとし、郵便貯金業務に関する最終的立法をみるまでは琉球政府の該業務運営にこれを適応するものとする。戦前の郵便貯金による預金は別段の通達がある迄そのまま凍結されるものとする。

この条文の中に「戦前の郵便貯金による預金は別段の通達がある迄そのまま凍結されるものとする」とあるが、凍結された貯金は、昭和44年(1969年)12月から昭和46年12月にかけて債権者に払い戻しが行われた。¹

3. 経済命令4号

終戦直後、琉球列島及び奄美群島は3つに分割され軍政官が配置されていた。先島については南部琉球軍政本部が置かれていた。

この南部琉球軍政本部は、1947年4月15日、経済命令第4号「軍用地ノ処分ニ関スル件」を発している。

条文は、次のとおりである。

1. 本命令ノ適用ヲ受クル軍用地トハ、先島群島内ニ於テ日本陸海軍ガ過去20年間ニ先島群島住民ヨリ購入シ現在、日本陸海軍所有地トシテ登記セラレアル土地ナリ
2. 右土地ノ前所有者ハ該地区ノ裁判所ニ元単独所有権ヲ有セシ充分ナル証拠ヲ提出シ且ツ右土地販売ノ時受領セル金額ヲ支払ヒテ右土地ヲ再ビ所有スルコトヲ得、右ノ者ハ同時ニ現在ノ所有地ガ1,500坪以下ニシテ現金及ビ財産ガ合計5万円以下ナルコトヲ立証シ、以テ其ノ必要ナル所以ヲ確証セザルベカラズ

¹ 詳細は、113頁の「(3)戦前郵便貯金等の解決」を参照のこと。

3. 右土地ノ代金ノ幾部分ニテモ強制貯金トセラレ其ノ後之ヲ引出シタルコトナケレバ之ヲ再購入資金ニ充テ得ルモノトス
右資金ハ銀行又ハ郵便局ニ於テ特別口座トシテ凍結セラル、モノトス
4. 不足金額ハ再購入ノ日ヨリ一年以内ニ支払フベキモノトス
右再購入代金ハ銀行ニ於テ別個会計トシテ受入レ普通銀行運転資金トシテ貸付クルコトヲ得、正当ナル理由ニヨリテ一年以内ニ其ノ不足金額ヲ支払ヒ得ザル者ハ一年ノ終リニ貸付担保トシテ一当抵当ヲ提供シ其ノ不足金額ヲ支払フニ足ル貸付銀行ニ申請スルコトヲ得
前所有者ニ返還セラレザル軍用地ハ民政府ニヨリテ小作セシムルカ又ハ主席軍政官ノ認可ヲ經テ売却スルコトヲ得

この経済命令第4号「軍用地ノ処分ニ関スル件」は、6ヵ月後の10月4日に発せられた経済命令第6号「軍用地処分に関する件」によって廃止され、「米軍占領に先立ち、日本帝国政府、日本政府代理人及び日本臣民の所有せる在琉球財産は動産たると不動産たるとを問はず総て、琉球軍政府の所有に帰し、琉球軍政府により保管せらるべし」としたのである。

4. U S C A R 文書

沖縄県公文書館は米国公文書館等から米国民政府(U S C A R)や米軍の公文書等を収集・整理している。これらのU S C A R文書について、旧軍飛行場用地問題に関連すると考えられる文書を沖縄県基地対策室において翻訳している。

それによると、U S C A R文書の中の旧軍飛行場関係文書は、大きく分類して、土地所有権確認に関する事項と、宮古、八重山の旧軍飛行場用地の払い下げに関する陳情関係の文書に分けられる。

土地所有権確認に関する事項は、一部西原の飛行場の管理解除に関する地元とのやりとりの文書を見つけることが出来たが、ほとんどは調査の方法等を本国に報告した文書等であった。

宮古関係については、土地台帳や要請書等膨大な資料が保存されている。

その中で、旧軍の土地の接收状況や、当該用地についての米軍の認識を記した文書があるので紹介する。

(仮訳)

琉球列島米国民政府

AP0 331

HCRI-LL 600

1960年9月10日

主題： 旧日本軍使用地(U)

宛： コロンビア特別区ワシントン市

米国陸軍

民事長官

1. 上記主題に関係したあなたの通信、DA 510288 参照。

2. 日本軍使用地を十分に示す有効な記録は存在しない。調査期間中に村役人から得た情報によると、必要な土地のほとんどを購入することが日本の政策だったということである。しかしながら、戦時中、特に 1944 年から 1945 年にかけて、旧日本軍は非公式な借地契約の取り決めにより土地を使用し、賃貸料を支払った。また、賃貸料を支払うという取り決めはなされたが、代金は支払われていないという場合もあった。多くの場合、軍は賃貸料の支払いもせず、また、何の取り決めもなしに、土地を使用した。そのように使用された地域の大部分は、(我々が)利用できないという評価だ。個人や自治体によるその土地の所有権や管理が認められており、その土地は琉球財産管理課の管理下には置かれていない。

3. 旧日本軍が直接、軍事目的のために所有権を取得した土地は、約 3, 037 I-カである。この土地は、(琉球財産管理課の)管理下に置かれた。そのような土地は、主に飛行場、爆弾倉庫地区、司令部および兵舎、射撃場、無線局、監視塔や海軍基地として使用された。この土地の一部は、1899 年 4 月公布の沖縄県土地調整法により、日本政府の所有となったものである。この法律は、当時の居住者に土地所有権を定めたものである。その他の土地は、1919 年から 1944 年にかけて日本政府によって購入されたものである。

4. 新聞要録に述べられている土地は、日本政府所有の石垣島の 2 飛行場から成る約 354 I-カである。ほとんどの前所有者は、現在賃貸契約によって、その土地で農業をしており、土地の返還を求めている。また、約 410 I-カからなる日本政府所有の宮古の 2 飛行場の前所有者も、土地の返還を求めている。この 410 I-カの土地でも、賃貸契約により農業が行われている。現在、これらの 4 飛行場の用地は、すべて前所有者が返還を求めている土地である。日本政府は、1944 年に飛行場建設のため土地を購入した。これらの土地所有権は移転され、日本政府所有地として正当に登記簿に記録された。調査記録によると、支払い額は一般的に公正だと思われたが、日本の戦争準備の支援のため、すべての所有者は可能な限り多くの額を銀行や郵便局へ貯金するよう勧められたとなっている。その貯金は、今日まで支払われていない。

5. 宮古のもう 1 つの飛行場と沖縄群島の 3 飛行場も同じような状況下で、戦時中に日本政府に購入された。この宮古の飛行場は、約 416 I-カから成る。この土地の一部、48.63 I-カは、現在米国空軍使用の宮古飛行場の一部となっている。(飛行場以外の)残った土地でも、賃貸契約により農業が行われている。約 898 I-カからなる沖縄群島の 3 飛行場は、伊江島、嘉手納、読谷飛行場の元の日本の滑走路のことだ。この元々の滑走路は、すべて米国により拡張され、現在の米国軍事施設の一部となっている。

6. 戦時中の飛行場用地購入に付け加え、1919 年に日本政府は石垣島で飛行場用におよそ 73 I-カを購入した。この土地では、賃貸契約のもと農業が行われている。1933 年、元那覇滑走路用地 400 I-カが購入された。この飛行場も米国により拡張され、現米国軍施設

の一部となっている。

7. (極秘)上記4.で示したように、前所有者が返還を求めている土地は、八重山の2飛行場と宮古の2飛行場である。もし、将来、米国が使用しないことが明らかであり、現在、事業や家の敷地、農地のため個人や団体に賃貸されている土地の所有権を譲渡できれば、彼らにとって経済的にかなりの利益になるだろうし、琉球政府や地域住民に間違いなく歓迎されるだろう。しかし、ご承知のように、米国と国防省が譲渡の権利に同意しているにもかかわらず、日本政府が我々の西表の土地所有権の譲渡という長期計画に反対し、その計画が大幅に遅れている。(前所有者が返還を求めている土地についても)戦時中に土地が購入され、長い間、日本政府により所有されていた西表とは、事情が異なっているにもかかわらず、西表での土地所有権の譲渡へ反対したのと同様に日本政府は反対することが予想される。また、以前軍事目的で使用され、米国により使用されていない日本国有地を譲渡する場合、米国により使用されている土地との関係で問題が起こるだろうと予想される。おそらく、前所有者は、彼ら(米国が使用している土地の前所有者)も土地の再獲得が許可されるべきだと主張するでしょう。米国は、日本国有地の使用においては何の補償金も支払っていない。前所有者が土地の再獲得を許可された場合、米国は、かなり多くの年間賃貸料を(土地の再獲得者へ)支払うことになる。

8. (極秘)高等弁務官は、飛行場用地の返還という前所有者の要望とそれに関する問題を十分認識している。西表の日本政府用地の譲渡計画が成し遂げられるまで、日本政府用地の所有権譲渡のさらなる計画は考えないと、高等弁務官は決定した。

高等弁務官に代わりて

ケネス S. ヒッチ
軍務科 中佐
総務部長

これは、1960年9月10日、高等弁務官(代理としてケネス S. ヒッチ中佐)から米本国の陸軍あての旧日本軍使用地についての報告のようである。

この報告では、旧日本軍の用地取得の経緯についての考え方と宮古、石垣における旧地主の返還請求についての考え方が記されている。

旧日本軍の用地取得について

旧日本軍による用地買収について十分な記録は存在しないとしながらも、市町村職員からのヒアリング等から、旧日本軍は用地を全て購入することが基本政策であったが、戦争末期には賃貸料を支払っていない場合もあったとしている。ただし、このような土地は、米国民政府琉球財産管理課の管理にはなっておらず、個人や自治体の管理(所有権)が認められているとしているとしており、米国が管理している日本国有地については、全て売買が行われ

ていたと考えていた。

しかし、宮古や石垣においては、正式に日本政府が購入したとしながらも、すべての所有者は可能な限り多くの額を銀行や郵便局へ預金するよう勧められ、そのように預金された額は、今日まで支払われていないことを認めている。

宮古、石垣の旧軍用地の返還請求について

返還を求めている石垣島の2飛行場と宮古島の2飛行場は、仮に、所有権の譲渡が出来れば地元にとってかなりの利益になるとしているものの、日本政府が反対することが想定される。

また、米国が使用していない土地を譲渡することによって、米国が使用している日本国有地についても払い下げの要求が起こることが考えられ、旧地主が所有権を獲得した場合、現在無償で使用している土地について、米軍は多くの賃貸料を支払うことになるとし、払い下げについては否定的な考え方を示している。

このような、米国民政府の考え方は他の文書にも記されていることから、米国民政府の旧軍飛行場用地問題に関する基本的な考え方であったと思われる。